

自己申告書

平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となり、各大学での求人受付時にも自己申告書による確認が必要となりました。

以下の内容を確認の上、一番最後の「自己申告書を登録して求人票を入力する」をクリックしてください。

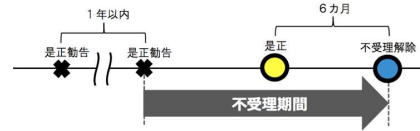
※自己申告書は求人を登録する度に必要となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

[【対象条項はリンク先PDFのP4を参照】](#)

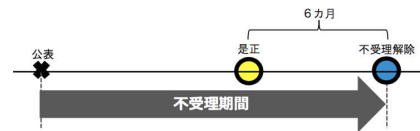
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



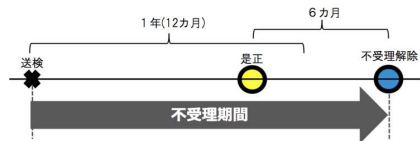
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



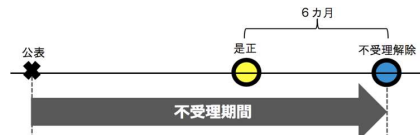
2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

[【対象条項はリンク先PDFのP4を参照】](#)

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

[【対象条項はリンク先PDFのP4を参照】](#)

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ① 労働基準監督署による是正勧告、
- ② 雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、
 - a 当該違反行為を是正していない。
 - b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット「労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません」(LL280127派若01)により確認し、理解しました。

[【LL280127派若01の詳細はここをクリックしてご覧ください】](#)

この求人の申し込みの時点において、求人不受理の対象となる上記事項のいずれにも該当しません。

事業所名	株式会社ジェイネット
事業所所在地	愛知県名古屋市名古屋市中区新栄1-7-7 名古屋市中区新栄1-7-7
代表者氏名(必須)	

《 自己申告書を登録しない

自己申告書を登録して求人票を入力する》

当「自己申告書」に関するお問合せは、都道府県労働局、ハローワークまで。

ハローワークのWebサイトはこちら》